東広島市長 様

施設等利用費請求書(償還払い用)

幼稚園・認定こども園・特別支援学校幼稚部の預かり保育事業の施設等利用費

【 令和 3 年 IO 月 ~ 令和 3 年 I2 月 】

私は、子ども・子育て支援法第30条の11第1項の規定に基づき、施設等利用費の給付について、下記の通り請求しますので、指定する償還払いの振込先口座に振り込んで下さい。 なお、施設等利用費の審査にあたり、次の事項に同意します。

- 1. 申請者と認定子どもが、東広島市内に居住していることを東広島市が住民基本台帳で確認すること。
- 2. 実際に利用していることを東広島市が対象施設に確認すること。
- 3. 利用料の支払い状況を東広島市が対象施設に確認すること。
- 4. 課税状況を東広島市が確認すること。

1. 施設等利用給付認定保護者(請求者)及び認定子ども(認定子どもごとに申請してください。)

	11 18 1				ıı b			<i>(</i> 0	-	10	П		
認定保護者	フリガナ	トウコウ タロウ	377 / →		生 年	三月日	5	60	年	10	月	2	日
	氏名 (署名)	東広 太郎	認定 子ども との 続柄	父	現住所		京広島市西条栄町00番地 話: 000-000-0000						
認	認定番号			法第30条	種別	■ 第2号 □ 第3号				<u>t.</u>			
定子	フリガナ	トウコウ イチコ		生年月	月日		Н	29	年	4	月	2	日
ど	氏名	東広 市子		令和 3 年	10 J	1	日 ~	令和	3 年	12	月 31	日	の間の住所
ŧ		米/4 中5		■ 現住所のとおり □ 転入した □ 転出した									
上記	己で転入又	は転出に該当した場合は転力			令和		年		月		日		

2. 在籍する幼稚園・認定こども園・特別支援学校について記入

フ	IJ	ガ	ナ	ヒガ	ロシュ	マシリツヨウチエン	所	在	地	〒 739	-00	000					
施	設	名	称	東広島市立幼稚園					東広島市西条栄町住所番地 事法島市西条栄町住所番地 電話: - -								
	年	月	E	∃~	年	月	日の間の在籍状況		■ 其	朋間	中在籍		途中入	園した	□ 途中	退園し	た
上記で、途中入園または途中退園に該当した場合はその年月日を記入										年	月		日				

3. 償還払いの振込先

※2回目以降の請求で前回の振込先口座に変更がない場合は、次の□にチェックをしてください。振込先への記入は不要です。
振込先口座に変更はありません。

※原則として申請者(認定保護者)口座としてください。申請者口座を指定できない場合は、申請日時点で同一世帯員の口座を振込先とすることができます(申請者の委任があるものとみなします)

金融機関名(ゆう	予	頁 金	注種	目	□ 荨] 当月								
銀行・信用金	本店・支店				コ 座	番	号									
農協・信用組		支所 口座名義(カタカナ)														
信漁連		出張所														
金融機関名	リコード	通帳	記号	(6桁の	場合	※に記	載)	口	座番	号 (通帳の	りとお	り右	詰め)		
ゆうちょ銀行	3	0	1				0	*								1

4. 在籍園の預かり保育事業以外に認可外保育施設等の利用費の償還払いを受けることができる場合は記入(※1)

※①~③に書き切れない数の施設・事業を利用した場合は、余白等に記載して下さい。

	フ	リガ	ナ	所	〒
1	施事	設業	· 名	在地	電話:
	フ	リガ	ナ	所	₸
2	施事	設業	· 名	在地	電話:
	フ	リガ	ナ	所	₸
3	施事	設業	• 名	在地	電話:

5. 在籍園の預かり保育事業と、認可外保育施設等の利用(※2参照)における施設等利用費の償還払い請求の内訳を記入

O. 1241111077777	אלוואן ארכו שני א	T PINT 300		Mayicon ones		(- pi)-5 (-pi)	
		在籍園の)預かり保育事業	認可外保育施設等			
利用年月	施設に支払った 金額(a)※3	利用日数	対象額(b) (450×利用日数)	aとbの金額の 低い方を記入 (c)	に支払った 金額(d) ※2 ※3	(「c+d」か 月額上限額の 低い方を記入)	
令和 3 年 10 月	10,000 円	20 日	9,000 円	9,000 円	円	9,000 円	
令和 3 年 11 月	9,000 円	18 日	8,100 円	8,100 円	円	8,100 円	
令和 3 年 12 月	7, 500 円	15 日	6,750 円	6,750 円	円	6,750 円	

^{※2 「}認可外保育施設等に支払った金額」は、預かり保育事業について、教育時間を含む平日の預かり保育事業の提供時間 数が8時間未満又は年間(平日・長期休業中・休日の合計)開所日数200日未満の場合のみ記入が可能です。

^{※1 「}在籍園の預かり保育事業以外に認可外保育施設等の利用費の償還払いを受けることができる場合」とは、在籍園の預かり保育事業について、教育時間を含む平日の預かり保育の提供時間数が8時間未満又は年間(平日・長期休業中・休日の合計)開所日数200日未満の場合のみです。

^{※3 &}lt;u>上記で記入した「施設に支払った金額」及び「認可外保育施設等に支払った金額」を証明する書類(領収証兼特定子ども・子育て支援提供証明書)をすべて添付して下さい。</u>

^{※4} 月額上限額は、法第30条の4の認定種別が第2号の場合は11,300円、第3号の場合は16,300円がとなります。「c+d」が これを超える場合は、それぞれの月額上限額を記入して下さい。